

## 宝塚市役所保育事業課からのご案内

(必ずご確認ください)

### 1 認可保育施設の申し込みについて

認可保育施設に申し込みながら企業主導型保育事業所へ入所することもできます。ただし、お申し込みは別途手続きが必要です。

詳しくは宝塚市役所保育事業課までお問い合わせください。

### 2 就労形態等や家庭状況の変更について

認可保育施設お申込み中の保護者様におかれましては、就労形態の変更（就労先、就労時間の変更等）や家庭状況の変更（住所変更、世帯員変更等）があった際は速やかに宝塚市役所保育事業課へ届け出てください。各届出の様式は、宝塚市のホームページ（ID:1009438）と市役所保育事業課の窓口に用意しています。

### 3 在園点の加点について

認可保育施設選考における在園点加点のためには、従業員枠・地域枠のいずれを利用している場合でも、1日4時間以上の利用が週4日以上又は月13日以上あることが確認できる在園証明書の提出が必要です。証明書の様式は上記のホームページと窓口に用意しています。

### 4 保育料の減免について

認可保育施設と宝塚市指定保育所における2子目以降の保育料減免（例 1子目が企業主導型保育事業所、2子目が認可保育施設入所中の場合、2子目は半額）には、従業員枠・地域枠のいずれを利用している場合でも、毎年度、在園証明書の提出が必要です。

### 5 保育料の無償化について

地域枠での利用の方で保育料無償化の適用を受けるためには、市の認定を受けると交付される支給認定証が必要となります。

さらに、0～2歳クラスのお子様については、入所中の企業主導型保育事業所へ非課税世帯であることの証明書（非課税証明書等）の提出が必要です。

保育料無償化の申請手続きについては、入所中の企業主導型保育事業所へお問い合わせください。

宝塚市役所 保育事業課  
宝塚市東洋町1-1  
TEL: 0797-77-2037